定期報告に該当する旨の届出書

　　　　年　　月　　日

　特定行政庁　千葉市長　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出者 | 住所 |  |
|  | 氏名 |  |
|  | 電話番号 |  |

私が所有（又は管理）している下記建築物は定期報告対象に該当しますので報告します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 建物番号 | 建築物等名称 | 種別番号 | 建物規模 |
|  |  | （　　） |  |
|  |  | （　　） |  |
|  |  | （　　） |  |

定期報告対象建築物一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種別番号 | 建築物の用途 | | 建築物の規模**※１**  （定期調査は住戸内も対象） |
| (1) | ○劇場  ○映画館  ○演芸場 | | イ 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合  ロ 当該用途の床面積（客席部分）が200㎡以上の場合  ハ 主階が1階にない場合  ニ 当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合 |
| (2) | ○観覧場（屋外観覧場は除く。）  ○公会堂  ○集会場 | | イ 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合  ロ 当該用途の床面積（客席部分）が200㎡以上の場合  ハ 当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合 |
| (3) | ○病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）  ○旅館、ホテル  ○共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る。）  ○寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。）  ○就寝用途の児童福祉施設等  ・助産施設、乳児院、障害児入所施設　・助産所  ・盲導犬訓練施設　・救護施設、更生施設　・老人短期入所施設（小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。）その他これに類するもの**※２**　・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム　・母子保護施設  ・障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）を行う事業所**※３** | | イ 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合  ロ 2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合**※４**  ハ 当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合 |
| ○政令第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等  ・幼保連携型認定こども園その他これに類するもの | | イ 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合  ロ 2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合  ハ 当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合 |
| (4) | ○体育館（学校に付属するものを除く。） | | イ 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合  ロ 当該用途の床面積が2,000㎡以上の場合 |
| ○博物館  ○美術館  ○図書館  ○ボーリング場 | ○スキー場  ○スケート場  ○水泳場  ○スポーツの練習場 |
| ○学校  ○学校に附属する体育館 | | イ 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合  ロ 当該用途の床面積が2,000㎡以上の場合 |
| (5) | ○百貨店  ○マーケット  ○展示場  ○キャバレー  ○カフェー  ○ナイトクラブ  ○バー | ○ダンスホール  ○遊技場  ○公衆浴場  ○待合  ○料理店  ○飲食店  ○物品販売業を営む店舗 | イ 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合  ロ 2階にある当該用途の床面積が500㎡以上の場合  ハ 当該用途の床面積が3,000㎡以上の場合  ニ 当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合 |

※１　避難階以外の階を当該用途に供しないものを除く。

※２　宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンターは、「その他これに類するもの」に該当する。

　　　　　は細則指定によるもの（その他は政令指定）

※３　利用者の就寝の用に供するものに限る。

　　　　　は細則指定によるもの

（その他は政令指定）

※４　病院、有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設がある場合に限る。

（裏面は記入例となっております）

定期報告に該当する旨の届出書

記入部分

**記入例**

○○年○○月○○日

記入部分

　特定行政庁　千葉市長　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出者 | 住所 | 東京都○○区○○町○○ |
|  | 氏名 | ㈱○○　㈹○○ |
|  | 電話番号 | ０３－○○○―○○○○ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 建物番号 | 建築物等名称 | 種別番号 | 建物規模 |
| ○○○○ | 千葉○○ビルディング | （５） | イ |
| ○○○○ | 千葉○○ホテル | （３） | ロ |
|  |  | （　） |  |

私が所有（又は管理）している下記建築物は定期報告対象に該当しますので報告します。

記入部分

定期報告対象建築物一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種別番号 | 建築物の用途 | | 建築物の規模**※１**  （定期調査は住戸内も対象） |
| (1) | ○劇場  ○映画館  ○演芸場 | | イ 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合  ロ 当該用途の床面積（客席部分）が200㎡以上の場合  ハ 主階が1階にない場合  ニ 当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合 |
| (2) | ○観覧場（屋外観覧場は除く。）  ○公会堂  ○集会場 | | イ 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合  ロ 当該用途の床面積（客席部分）が200㎡以上の場合  ハ 当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合 |
| (3) | ○病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）  ○旅館、ホテル  ○共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る。）  ○寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。）  ○就寝用途の児童福祉施設等  ・助産施設、乳児院、障害児入所施設　・助産所  ・盲導犬訓練施設　・救護施設、更生施設　・老人短期入所施設（小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。）その他これに類するもの**※２**　・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム　・母子保護施設  ・障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）を行う事業所**※３** | | イ 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合  ロ 2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合**※４**  ハ 当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合 |
| ○政令第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等  ・幼保連携型認定こども園その他これに類するもの | | イ 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合  ロ 2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合  ハ 当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合 |
| (4) | ○体育館（学校に付属するものを除く。） | | イ 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合  ロ 当該用途の床面積が2,000㎡以上の場合 |
| ○博物館  ○美術館  ○図書館  ○ボーリング場 | ○スキー場  ○スケート場  ○水泳場  ○スポーツの練習場 |
| ○学校  ○学校に附属する体育館 | | イ 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合  ロ 当該用途の床面積が2,000㎡以上の場合 |
| (5) | ○百貨店  ○マーケット  ○展示場  ○キャバレー  ○カフェー  ○ナイトクラブ  ○バー | ○ダンスホール  ○遊技場  ○公衆浴場  ○待合  ○料理店  ○飲食店  ○物品販売業を営む店舗 | イ 当該用途（100㎡超の部分）が3階以上の階にある場合  ロ 2階にある当該用途の床面積が500㎡以上の場合  ハ 当該用途の床面積が3,000㎡以上の場合  ニ 当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合 |

※１　避難階以外の階を当該用途に供しないものを除く。

※２　宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンターは、「その他これに類するもの」に該当する。

　　　　　は細則指定によるもの（その他は政令指定）

※３　利用者の就寝の用に供するものに限る。

　　　　　は細則指定によるもの

（その他は政令指定）

※４　病院、有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設がある場合に限る。